

○交通反則通告制度運用要領の制定について

〔 令和 8 年 7 月 1 0 日 〕
〔 例規甲（交指セ）第 2 6 号 〕

（概要）

この要領は、道路交通法、道路交通法施行令、道路交通法施行規則の規定に基づき、法の定める期間内に反則金を納付することにより、公訴を提起されず、又は家庭裁判所の審査に付されないで事件が処理される制度について、適正かつ効果的な運用を図ることを目的として必要な事項を定めるものである。